

(第29号議案)

中野区子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、中野区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、中野区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>